

(別記 2)

**機構集積協力金交付事業及び機構集積協力金交付緊急対策事業
(地域集積協力金交付事業等)**

第 1 目的

機構に対し農地を貸し付けた地域を支援することにより、機構を活用した担い手への農地集積・集約化を加速することを目的とします。

第 2 事業実施地域

機構集積協力金交付事業及び機構集積協力金交付緊急対策事業の対象農地は、[※]農業振興地域内の農地とします。

また、東日本大震災の津波被災地域等に対しても、復興に向けた取組に配慮しつつ、機構集積協力金交付事業及び機構集積協力金交付緊急対策事業の中で支援することとします。

第 3 事業の内容

1 機構集積協力金交付事業

(1) 地域集積協力金交付事業

地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付け、又は当該貸付けと一体的に行われる機構を通じた農作業委託により、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対し、第 5 により協力金を交付します。

(2) 集約化奨励金交付事業

地域内の農地について、機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に対し、第 6 により奨励金を交付します。

(3) 機構集積協力金推進事業

都道府県及び市町村が実施する 1 の (1) 及び (2) 並びに 2 の (1) 及び (2) の協力金及び奨励金の交付に要する経費を第 7 により補助します。

2 機構集積協力金交付緊急対策事業

(1) 地域集積協力金交付事業

地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付け、又は当該貸付けと一体的に行われる機構を通じた農作業委託により、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対し、第 5 により協力金を交付します。

(2) 集約化奨励金交付事業

地域内の農地について、機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に対し、第6により奨励金を交付します。

第4 都道府県基金事業の事業資金の取崩及び国による補助

- 1 都道府県は、既に造成している都道府県基金事業の事業資金から第3の事業に必要な経費を取り崩すことができます。
- 2 国は都道府県に対して、予算の範囲内で第3の事業に必要な経費を補助します。

第5 地域集積協力金交付事業

1 交付対象地域

以下の要件を満たす「地域」とします。

- (1) 同一市町村内の一定区域であり、全域が同一の地域計画の区域に含まれていること。
- (2) 構成戸数が複数戸であること。
- (3) 農地面積が農地台帳により明確であること。

2 一度定めた「地域」の取扱い

- (1) 本協力金の交付を受けた「地域」については、初めて交付を受けた際の「地域」を2回目以降の交付額の算定に用いることを原則とします。
- (2) ただし、本協力金の交付を受けた後に地域計画の区域が変更された場合など、その後の事情の変化で「地域」の範囲を見直すことが必要であると市町村が認める場合は、都道府県と協議の上、「地域」の範囲を見直すことができます。

3 交付要件及び交付単価

(1) 交付要件

ア 以下のいずれかの要件を満たすことが必要です。

- (ア) 交付対象面積に占める以下に掲げる農地面積の割合がいずれも 10%以上であること。

a 新たに担い手に集積される農地面積

b 機構から転貸若しくは特定農作業委託又は機構を通じて特定農作業委託された後に担い手が耕作する農地面積（計画を含みます。）から機構に貸し付けられ、又は機構を通じて特定農作業委託される前に担い手が耕作していた農地面積を差し引いた面積

注：「新たに担い手に集積」とは、機構に貸し付けられ、又は機構を通じて特定農作業委託された日の前年度の3月末時点から機構に貸し付けられ、又は機構を通じて特定農作業委託されるまでの間継続して担い手以外の経営体が所有権や賃借権等に基づき耕作をしていた農地が、機構を介して担い手に貸し付け又は特定農作業委託されること及びこれと一体的に機構を通じて担い手に特定農作業受託されることをいいます。

(イ) 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域（（3）のアの（イ）に該当する「地域」）及び樹園地については0.5ha以上、北海道にあっては6ha以上。以下同じです。）の[※]団地面積の割合が事業実施年度の前年度の2月末から事業実施年度の2月末までに10ポイント以上増加すること。

イ 4の（1）の機構の活用率の算出における機構への貸付総面積及び機構の農作業委託総面積に占める1ha以上（中山間地域については0.5ha以上）の団地面積が10%以上であること。

ウ 機構を通じた農作業委託に取り組む場合には、以下の全てに該当するものであることが必要です。ただし、[※]管理耕作を行っている農地は対象外とします。

(ア) 農作業委託する者は、農用地利用集積等促進計画により、機構に農作業委託していること。

(イ) 委託期間は10年以上とすること。

(ウ) 「地域」内の機構への貸付農地と一体的に取り組むこと。

(2) 交付単価

ア 4の（1）の「機構の活用率」に応じて、該当する区分に規定する「交付単価」とします。

(ア) 一般地域（（イ）の地域以外）

区分1：機構の活用率が80%超・・・2.8万円/10a

(イ) 中山間地域

区分1：機構の活用率が60%超80%以下・・・2.8万円/10a

区分2：機構の活用率が80%超・・・3.4万円/10a

ただし、前年度以前に地域集積協力金（令和元年度から令和3年度までにおいては、地域集積協力金交付事業のうち集積タイプ）の交付を受けており、かつ、再度交付申請する「地域」については、前回交付を受けた区分より高い区分で申請することとします（別記2別表1の2に掲げる区域は除きます）。

イ 別記 2 別表 1 に掲げる市町村の地域等にあつては、アの（ア）及び（イ）の交付単価に 0.3 万円/10a を加算します。

ただし、機構を通じて農作業委託した農地面積は除きます。

ウ 機構を通じて農作業委託した農地面積の交付単価については、アの（ア）及び（イ）の交付単価に 0.5 を乗じた交付単価とします。

（3）中山間地域の交付単価の適用範囲等

ア （2）のアの（イ）の中山間地域の交付単価を適用する「地域」は、以下の全てに該当する「地域」とします。

（ア） 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2275 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の「地域別農業振興計画」において、本事業の実施について位置付けられていること。

（イ） 「農林統計に用いる地域区分について」（平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）における中間農業地域又は山間農業地域の基準（旧市区町村別）に該当すること

イ 一般地域内に中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 2 の集落協定又は個別協定の対象となる農地がある場合であつて、アの（ア）に該当する「地域」に限り、当該農地に対して中山間地域の交付単価を適用します。

（4）一般地域と中山間地域が混在する「地域」の場合の交付額の算定方法

1 の「地域」内に一般地域と中山間地域が混在している場合は、それぞれの地域ごとの「機構の活用率」及び「交付対象面積」を用いて算定した額を合算して交付額を算定するものとします。

4 交付額

（1）の「機構の活用率」に応じて、3 の（2）に定める「交付単価」に（2）の「交付対象面積」を乗じた額を交付します。

（1）機構の活用率

機構の活用率は以下の計算方法により算出します。

機構の活用率（累積）	=	$\frac{\text{機構への貸付総面積} + \text{機構の農作業委託総面積}}{\text{「地域」の農地面積}}$
------------	---	--

注 1：「機構への貸付総面積」とは、事業実施年度の 2 月末時点で機構に貸し付けられている農地の総面積（再貸付等面積を含む合計面積）とします。

注 2：「機構の農作業委託総面積」とは、事業実施年度の 2 月末時点で機構を通じ

て農作業委託した農地の総面積（委託を解消したものを除きます。）とします。
注 3：分母となる「「地域」の農地面積」については、地域ごとの担い手への農地集積・集約化の取組を考慮し、例えば、市民農園、研修用農場、試験研究用農場、施設園芸用地等の面積を除いた面積とすることができます。

（２）交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方法により算出します。

$$\text{交付対象面積（貸付）} = \frac{\text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付等面積}}{\text{貸付期間 6 年未満の農地面積}}$$

$$\text{交付対象面積（委託）} = \text{対象期間内の農作業委託面積}$$

注 1：農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 12 号）附則第 4 条に基づく権利及び義務の承継の対象となった農地については、交付対象面積の算定に当たり「対象期間内の貸付面積」から除くものとします。なお、（１）の機構の活用率の算出の際は、当該農地を含めるものとします。

注 2：「対象期間内の貸付面積」とは、事業実施年度の前年度の 3 月から事業実施年度の 2 月末までに機構に貸し付けられた農地面積とします。

また、機構に貸し付けられた遊休農地については、「対象期間内の貸付面積」から除くものとしますが、当該遊休農地と隣接する農地の耕作者が当該遊休農地を借り受ける場合に限り、「対象期間内の貸付面積」に含めることができるものとします。

なお、この取扱いは、「対象期間内の農作業委託面積」についても、同様とします。

注 3：「再貸付等面積」とは、対象期間の起算日の前日までに機構に貸し付けられ、又は機構を通じて農作業委託されたことのある農地で、機構との貸借（委託）期間の満了又は合意解約等の後、再度、機構に貸し付けられた農地の面積とします。

注 4：「対象期間内の農作業委託面積」とは、対象期間内の貸付面積以外の農地面積であって、事業実施年度の前年度の 3 月から事業実施年度の 2 月末までに機構を通じて農作業委託した農地面積とします。

ただし、地域集積協力金（令和元年度から令和 3 年度までにおいては、地

域集積協力金交付事業のうち集積タイプ) の交付を受けたことのある農地は対象外とします。

5 交付金の使途

市町村は、都道府県から交付を受けた本協力金につき、「地域」及び必要に応じ都道府県と協議の上、地域農業の発展を図る観点から、地域の実情に応じ、受け手若しくは出し手への支援又は「地域」としての活動の費用とするなど、その使途を自ら決めることができます。

なお、本協力金の交付を受けた「地域」が、話し合いにより自ら交付金の使途を決定した場合には、その内容を市町村に報告してください。

6 留意事項

市町村は、本協力金の交付に当たり、「地域」において交付要件を満たすことが確実であることを担保するため、以下により確認を行うものとします。

ア 農地利用の現況と計画（目標）が分かる図面（担い手毎の集積・集約化の状況が分かる図面等）と農地台帳との突合等により、面積の確認を行うものとします。

イ さらに、「地域」の話し合いへの参画、「地域」の代表者や担い手農業者等からの聞き取り等により、計画に関する同意が得られていることを確認するものとします。

ウ 農作業委託については、農地利用の効率化を図る観点から、集約化に配慮し、受託者が選定されていることを確認するものとします。

第6 集約化奨励金交付事業

1 交付対象地域

第5の1及び2に準ずることとします。

2 交付要件及び交付単価

(1) 交付要件

ア 事業実施年度の前年度の2月末から目標年度（事業実施年度の翌々年度（(ア)のb、(イ)のb又は(ウ)のbの場合は事業実施年度の翌々翌年度）。以下同じ。）の2月末までに以下のいずれかの要件を満たすことが必要です。

(ア) 「地域」の農地面積に占める次に掲げる団地面積の割合が10ポイント以上増加すること。

a 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積

- b 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による 1 ha 以上の団地面積
- (イ) 「地域」の農地面積に占める次に掲げる団地面積の割合が 20 ポイント以上増加すること。
 - a 同一の耕作者が耕作する 1 ha 以上の団地面積
 - b 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による 1 ha 以上の団地面積
- (ウ) 次に掲げる団地面積の割合が 30%以上の「地域」において、a 若しくはbの団地又は独立する 1 筆のほ場の一箇所当たりの平均面積が 1.5 倍以上となること。
 - a 同一の耕作者が耕作する 1 ha 以上の団地面積
 - b 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による 1 ha 以上の団地面積
- イ 機構を通じた農作業受託に取り組む場合には、以下の全てに該当するものであることが必要です。ただし、管理耕作を行っている農地は対象外とします。
 - (ア) 農作業受託を受ける者は、農用地利用集積等促進計画により、機構から農作業受託していること。
 - (イ) 受託者の決定に当たっては、機構の事業規程で定める貸付先ルールに即した検討が行われるよう、機構が「地域」の話し合いの段階から農地利用調整に参加すること。
- ウ 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地の団地化に取り組む場合には、以下の全てに該当するものであることが必要です。
 - (ア) 同一の耕作者が耕作する 1 ha 以上の団地面積の増加と一体的に取り組むこと。
 - (イ) 目標地図との整合を図りつつ、目標年度までに当該団地を同一又は隣接の耕作者に転貸すること。
- エ 農地の集約化による効果に係る次に掲げるいずれかの成果目標を設定することが必要です。
 - (ア) 販売額又は所得額の 10%以上の増加
 - (イ) 生産コストの 10%以上の削減
 - (ウ) ほ場作業時間の 10%以上の削減
 - (エ) 上記に準ずる目標を設定する場合は、地方農政局等と協議すること。

(2) 交付単価

ア 2の(1)の交付要件に応じて、以下のいずれかの交付単価とします。

区分1：2の(1)のアの(ア)・・・1.0万円/10a

区分2：2の(1)のアの(イ)又は(ウ)・・・3.0万円/10a

イ 機構を通じた農作業受託の農地面積については、アの交付単価に0.5を乗じた交付単価とします。

ウ 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地面積については、アの交付単価に0.5を乗じた交付単価とします。

3 交付額

(1) 2の(2)の交付単価に(2)の「交付対象面積」を乗じた額を交付します。

(2) 交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方法により算出します。

ただし、集約化奨励金の交付を受けたことのある農地(令和元年度から令和3年度までにおいては、地域集積協力金事業のうち集約化タイプの交付を受けたことのある農地も同じです。)は対象外とします。

交付対象面積 (転貸)	= 対象期間内の転貸面積のうち新たに団地化した面積
----------------	---------------------------

交付対象面積 (受託)	= 対象期間内の農作業受託面積のうち新たに団地化した面積
----------------	------------------------------

注1：「対象期間内の転貸面積」とは、機構への貸付期間が6年以上の農地であって、事業実施年度の前年度の3月から目標年度の2月末までに機構から転貸された農地面積とします。

注2：「新たに団地化した面積」とは、同一の耕作者又は目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積について、事業実施年度の前年度の3月から目標年度の2月末までに増加した団地面積とします。

注3：2の(1)のアの(ア)のb、(イ)のb及び(ウ)のbによる団地面積のうち対象期間内に転貸により新たに団地化した面積を交付対象面積とする場合、1団地当たりの交付対象面積の上限は、一般地域(第5の3の(2)のアの(ア)に該当する地域)の場合4.0ha、中山間地域(第5の3の(2)のアの(イ)に該当する地域)の場合2.0haとします。

注4：「対象期間内の農作業受託面積」とは、「対象期間内の転貸面積」以外の農地面積であって、事業実施年度の前年度の3月から目標年度の2月末までに機構を通じて農作業受託した農地面積とします。

4 交付金の使途

第5の5に準ずることとします。

5 交付金の返還

(1) 市町村は、第6の事業に取り組む「地域」において、目標年度の2月末時点における交付対象面積が、交付額算定時における交付対象面積に満たない場合は、交付を行った集約化奨励金の差額を当該地域に返還させることとします。

(2) 市町村は、第8の2の目標年度において交付要件を満たしていない「地域」が、目標年度の翌年度においても交付要件を満たさなかった場合は、交付を行った集約化奨励金を当該地域に返還させることとします。

6 留意事項

第5の6に準ずることとします。

第7 機構集積協力金推進事業

市町村及び都道府県は、第5及び第6の事業を推進するため、別表2に掲げる範囲内において、推進事業を実施することができます。

第8 農地集積・集約化状況の報告等

1 市町村は、第3の1の(1)及び2の(1)の地域集積協力金交付事業及び第3の1の(2)及び2の(2)の集約化奨励金交付事業の交付対象地域ごとに、事業実施年度から事業実施年度の翌々年度又は翌々翌年度までの間、毎年度、担い手への農地集積・集約化に関する状況を確認し、都道府県に報告するものとします。

報告事項及び様式については、農林水産省が別途定めるものとします。

2 都道府県は、1による報告を受けた場合は、その内容を点検し、農地集積・集約化の状況が十分ではないときその他必要と判断したときは、市町村及び関係機関と連携して、当該「地域」に対して適切な指導を行うものとします。

なお、集約化奨励金交付事業の実施「地域」のうち、目標年度において交付要件を満たしていない「地域」があった場合は、市町村に改善計画の作成を行わせるとともに、目標達成に向けた適切な指導を行うものとします。

都道府県は、この点検結果及び指導内容を地方農政局長等に対象年度の翌年度の

7月末までに報告するものとします。

- 3 地方農政局長等は、2による報告を受けた場合は、その内容を点検し、必要に応じて都道府県知事を指導するものとします。
- 4 地方農政局長等は、2による報告のほか、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、農地集積・集約化の状況、生産コスト低減の状況等について報告を求めることができるものとします。

第9 農地流動化に係る補助金の取扱い

別記2別表2に掲げる流動化に係る補助金の交付対象農地について、当該補助金の交付要件である[※]利用権設定等期間（旧[※]農地利用集積円滑化団体又は旧[※]農地保有合理化法人との間で締結した[※]白紙委任契約期間を含みます。）内に当該利用権（白紙委任契約）を解約した上で機構に貸し付けられた場合であっても、以下のいずれかの要件を満たせば補助金の返還を要しないこととします。

- 1 補助金の交付対象となった利用権等が、農地所有者と耕作者との間で合意解約されること、農地所有者が、補助金の交付要件を満たす残存期間以上の間、当該農地を機構に対し貸し付けること。
- 2 補助金の交付対象となった利用権等が、農地所有者と耕作者との間から農地所有者と機構との間に移転されること。

第10 その他留意事項

- 1 本事業に関連する農地に関する契約は、全ての関係者の合意のもと設定又は解約されるよう、留意してください。
- 2 都道府県は毎年度、第3の1の（1）及び2の（1）の地域集積協力金交付事業及び第3の1の（2）及び2の（2）の集約化奨励金交付事業の推進方針を作成し、市町村等の関係機関とともに計画的な推進活動を行うよう努めてください。
- 3 交付対象の選定方法
 - （1）本事業は、各都道府県に配分された予算の範囲内で実施するものであることを踏まえ、都道府県はあらかじめ配分基準を定めておくものとします。
 - （2）（1）の配分基準は、地域の実情も踏まえつつ、担い手への新たな農地利用の集積・集約化に資する観点から定めるものとします。
 - （3）都道府県は、（1）で定めた配分基準について、市町村、農業者等への周知を行うものとします。

(別記 2 別表 1)

- 1 以下の市町村の区域のうち、津波により流失や冠水等の被害を受けた農地を含む地域。

県 名	市 町 村 名
青森県	おいらせ町 八戸市
岩手県	洋野町 久慈市 野田村 普代村 田野畑村 岩泉町 宮古市 山田町 大槌町 釜石市 大船渡市 陸前高田市
宮城県	気仙沼市 南三陸町 石巻市 女川町 東松島市 松島町 利府町 塩竈市 多賀城市 七ヶ浜町 仙台市 名取市 岩沼市 亘理町 山元町
福島県	新地町 相馬市 南相馬市 浪江町 双葉町 大熊町 富岡町 楡葉町 広野町 いわき市
茨城県	北茨城市 高萩市 日立市 東海村 鹿嶋市 神栖市
千葉県	銚子市 旭市 匝瑳市 横芝光町 山武市

資料：農林水産省統計部、農村振興局「津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の推定面積（平成 23 年 3 月）」

- 2 以下の市町村の区域のうち、避難解除等区域又は特定復興再生拠点区域

県 名	区 域 名
福島県	田村市 南相馬市 飯舘村 川俣町 浪江町 葛尾村 双葉町 大熊町 富岡町 川内村 楡葉町 広野町

(別記 2 別表 2)

事業（補助金）名	通知番号（農林水産事務次官依命通知 ）
地域農業経営再開復興支援事業（被災地域農地集積支援金）	平成23年11月21日付け23経営第2262号
戸別所得補償経営安定推進事業（農地集積協力金）	平成24年 2月 8日付け23経営第2955号
担い手への農地集積推進事業（農地集積協力金）	平成25年 5月16日付け25経営第 432号